

農高・農大就農促進対策事業（農大就農促進対策助成）実施要領

1 目的

県立農業大学校における就農促進活動に助成することにより、県立農業大学生の就農意欲の醸成及び新規就農を促進する。

2 助成対象者

県立農業大学校

3 対象となる活動

対象となる活動には、(1)か(2)のいずれかを必ず含め、2項目以上を実施する。

(1) 先進農家等による講話や技術指導など外部講師招聘

(2) 先進農家等の視察研修

(3) 地域との交流

(4) その他就農促進に関する活動等

4 助成限度額

200千円

5 事業の申請，決定，実績報告等

(1) 助成を受ける際には、申請書（別記様式第14号）に次の関係書類を添付して提出する。

ア 事業計画書 別記様式第15号

イ 収支予算書 別記様式第10号

ウ 助成金振込口座の写し

(2) 理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（別記様式第16号）により農業大学校へ通知する。

(3) 当該事業を実施した際には、事業実施年度末までに事業実績報告書（別記様式第17号）に次の関係書類を添付して報告する。

ア 事業実績書 別記様式第15号

イ 収支精算書 別記様式第13号

ウ 写真

エ 領収書の写し

オ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。